

募集
開始

～市民のためにがんばる皆さんを応援します～ 市民公益活動助成金交付制度



地域や社会の課題を
解決する活動を始めたい…

これまで続けてきた
公益事業を発展させたい…

…という、NPO 法人、ボランティア団体、自治会・町内会、
子ども会、シニアクラブなどのみなさん

事業の費用を**助成**します！

助成金は年1回、
最大**20万円**まで

令和3年4月から実施する
事業費として使えます

市民公益活動団体が実施する公益性のある活動（事業）に対し、
助成金を交付します。

申請書を**簡単**にしました。記入方法などの相談は、
個別で**対応**します。お気軽にご相談ください。



【申請期間】 令和**3年1月4日**（月）～**1月26日**（火）



【応募事例】

「もりやクリスマスファンタジー」
ペットボトルを利用した手作りの
ランタンで描いた巨大地上絵
（守谷駅西口駅前広場）

【申込・問合せ先】

守谷市生活経済部 市民協働推進課

TEL：0297-45-1111 内線 132

Email：kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp

これまでの申請事業は、[ホームページ](#)に掲載しています

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi/shiminkatsudo/citizens/shimin_jyosei/subsidy.html



制度の詳細は裏面へ⇒

守谷市市民公益活動助成金交付制度（令和2年度第2回目募集）

助成対象事業 ※次のいずれにも該当する事業

- ① 団体自らが新たに行う事業、または既存の事業を拡大・発展させる事業
- ② 市内で行われる事業
- ③ 団体の構成員のみ、または特定地域のみを対象とするものでない事業
- ④ 令和3年4月1日以降に開始し、令和4年3月31日までに終了する事業
(既に実施した事業は対象となりません)
- ⑤ 国・地方公共団体等の公的機関から他に補助金等を受けていない事業
- ⑥ 本助成金を過去に3回以上受けていない事業

応募資格 ※次のいずれにも該当する団体

- ① 市内に活動拠点がある団体
- ② 構成員が5名以上で、市内在住、在勤、在学者が含まれる団体
- ③ 事業実施に係る計画および収支予算決算を示すことができる団体
- ④ 行政機関が事務局となっていない団体



助成対象経費

助成金交付の対象となる経費は、助成対象事業の実施に係る経費のみです。

団体の運営や団体構成員に関する経費（構成員に対する謝礼、構成員の研修宿泊費等）は対象となりません。

また、備品は、総額が助成金額の2分の1を超える場合は、対象となりません。
不明な点は、お問い合わせください。

応募方法

募集期間内に、申請書に事業計画書・事業収支予算書・団体概要書・会員名簿を添付し、郵送または窓口で提出してください。

*申請書一式は、別途データによる提出もお願いします。

*提出書類様式は、ホームページからダウンロードできます。

ホームページでは、これまでに応募された事業の提出書類を掲載しています。
書類作成の参考にしてください。

申請書の記入方法など、相談は個別に対応します。お電話ください



【申込・問合せ先】

守谷市生活経済部市民協働推進課
〒302-0198 守谷市大柏 950-1
電話：0297-45-1111 内線 132
Email: kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp

守谷市民活動支援センター
〒302-0119 守谷市御所ケ丘 5-25-1
電話 0297-46-3370
Email: moriyaborantia1@themis.ocn.ne.jp